

種別 書番号	名 前	種 類	生年月日	産 地	血 統		養育 場所	飼養者の住所 又は所在地及 び氏名又は名 称
					父	母		
平 6 鳥取県 第 1 号	平茂	黒毛和種	平成 5 年 3 月 5 日	東伯郡東伯町	東平茂	第 2 うらもと 2	1 歳	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試 験場
平 6 鳥取県 第 2 号	谷平茂	〃	平成 5 年 5 月 20 日	〃	〃	ますおかみつ 3	〃	〃
平 6 鳥取県 第 3 号	米西公	〃	平成 5 年 10 月 27 日	気高郡鹿野町	米北輝	第 2 いとにしまつ	〃	〃
平 6 鳥取県 第 4 号	森茂	〃	平成 5 年 11 月 13 日	日野郡日野町	富士森	もりしげ	〃	〃

鳥取県告示第七百八十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六條第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
日 本 第 5 号	平成 6 年 10 月 7 日	日野郡江府町 大字下安井 291	榎 田 弘 己

鳥取県告示第七百八十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十

六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字若芽ガ谷七六四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第七百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒埴字石松上エ五六二の一(次の図に示す部分に限る)、五六二の二、字奥駒埴上エ五七二・五七五(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、五七四、五七六、字ウス谷五七七・五七八・五八三の一・字小田上エ五八五・五八六の一・字下モ向エ六三二・字杓ヶ原下モケ市六六〇・六六一の一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百九十一号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第八十八条の二第三項に規定する同意を求めらるることに付いて、発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項 漁業者調査の縦覧

発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字田後三八六 仲山 勝利	田後加入区	沖合底びき網漁業	田後漁業協同組合	平成六年十一月二十九日から十二月十三日まで
岩美郡岩美町大字田後二〇一―二 水 野 行 則				
岩美郡岩美町大字田後九五 山 口 政 信				
岩美郡岩美町大字大谷二一八二―一九七 生 越 日出夫				
岩美郡岩美町大字網代一一八一―一七四 井 筒 好 和	網代加入区	沖合底びき網漁業及びしいらつけ漁業	網代港漁業協同組合	

鳥取県告示第七百九十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

古市墓地造成事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市大字古市字村之後口地内

2 使用の使分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六

鳥取市役所

鳥取県告示第七百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第九十一条第二項において準用する同法第三十二条第一項の規定に違反して道路予定区域を占用している工作物の撤去について、同法第九十一条第二項において準用する同法第七十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一次の工作物を設置した者は、平成六年十二月十四日までに当該工作物を撤去すること。

1 違法工作物 看板(幅一・七一メートル 高さ二・三三〇メートル)

2 占用場所 米子市葭津三〇七―三(県道米子境港線 道路予定区域)

二 期限内に撤去されない場合は、道路管理者である県において撤去すること。

鳥取県告示第七百九十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正

し、平成六年十二月一日から施行する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町 豊房	株式会社山陰合同銀行 大山支店
浦富漁業協同組合	本所	岩美郡岩美町 大字浦富	株式会社山陰合同銀行 岩美支店
香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町 豊房	株式会社山陰合同銀行 大山支店
網代港漁業協同組合	本所	岩美郡岩美町 大字網代	株式会社山陰合同銀行 岩美支店
福部村漁業協同組合	本所	岩美郡福部村 大字岩戸	株式会社山陰合同銀行 城北支店
網代港漁業協同組合	本所	岩美郡岩美町 大字網代	株式会社山陰合同銀行 岩美支店

に、を に、を

赤碕町漁業 協同組合	本所	東伯郡赤碕町 大字赤碕	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店
御来屋漁業 協同組合	本所	西伯郡名和町 大字御来屋	株式会社山陰合同銀行 名和支店
中山漁業協 同組合	本所	西伯郡中山町 塩津	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店
赤碕町漁業 協同組合	本所	東伯郡赤碕町 大字赤碕	株式会社山陰合同銀行 赤碕支店

酒津漁業協 同組合	本所	気高郡気高町 大字酒津	株式会社山陰合同銀行 浜村支店
青谷町漁業 協同組合	本所	気高郡青谷町 大字長和瀬	株式会社山陰合同銀行 青谷支店
夏泊漁業協 同組合	本所	気高郡青谷町 大字青谷	株式会社山陰合同銀行 青谷支店
浜村漁業協 同組合	本所	気高郡気高町 大字八束水	株式会社山陰合同銀行 浜村支店
酒津漁業協 同組合	本所	気高郡気高町 大字酒津	株式会社山陰合同銀行 浜村支店

を に を
に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

傲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フラインタルパンチ	豊丸産業株式会社
〃	フラインタルパンチ2	〃
〃	CRスーパーイーグルX	〃
〃	パワーリーグ2	ツルホン工業株式会社